

個人情報の保護等に係る誓約書

年 月 日

堺市長 殿

住所
氏名

私は、個人情報の保護に関する法律に基づき、堺市新生児等訪問指導員として訪問指導を行うに当たり、下記の事項を遵守し個人情報の保護に十分留意することを誓約します。

記

- 1 堺市から提供を受けた訪問依頼票又は出生状況一覧（以下これらを「依頼票」という。）については、依頼票をもとに訪問することにより、適切な保健指導を行うという目的のみ使用することとし、次のとおり適正な利用と管理に努めること。
 - (1) 目的以外に依頼票上の個人情報を利用し、又は第三者に提供しないこと。
 - (2) 訪問後、不要となった依頼票は、必ず堺市に返却すること。
 - (3) 依頼票の受け渡し時は、亡失、滅失等の防止のため、特にその取り扱いに注意すること。
 - (4) 依頼票の複写、FAXでのやり取り及びデータ化は行わないこと。
 - (5) 提供を受けた依頼票は、他人の目に触れることのないよう、厳重に保管すること。
 - (6) 依頼票上の個人情報を他人に漏らさないこと。堺市新生児等訪問指導員の登録を取り消された後も、また同様とする。
- 2 訪問時に収集した個人情報については、次のとおり適正な管理に努めること。
 - (1) 訪問時に収集した個人情報の内容は堺市新生児等訪問指導・受胎調節実地指導等報告書及び新生児等訪問指導票（以下これらを「報告書」という。）に記載し、堺市から指定された期間に提出すること。また、提出するまでの間、報告書は他人の目に触れることのないよう、厳重に保管すること。
 - (2) 報告書の提出時は、亡失、滅失等の防止のため、特にその取扱いに注意すること。
 - (3) 報告書の複写、FAXでのやり取り及びデータ化は行わないこと。
 - (4) 訪問時に収集した個人情報を他人に漏らさないこと。堺市新生児等訪問指導員の登録を取り消された後も、また同様とする。
- 3 上記1及び2に違反する事態が生じ、又はそのおそれがあるときは、その旨を速やかに堺市に報告し、その指示に従うこと。